

「みやざき創業サポート事業」の概要

1 目的

雇用を生み出すことにより、地域経済の活性化さらには中心市街地の賑わいを創出します。

2 実施内容

多様な事業所の集中する高千穂通りに、創業を支援するインキュベーションルーム「みやざき創業サポート室」を設置し、創業希望者等に事務所として無償で提供するとともに、創業に関する専門的な知識を持ったインキュベーションマネージャー等による総合的な支援を実施し、創業の実現を目指します。

なお、本事業は宮崎商工会議所に委託して実施します。

○ みやざき創業サポート室の概要

- 【開設日】 平成27年8月17日（月）
- 【所在地】 宮崎市橋通東4丁目7番28号 TOKIWA30ビル 2階
- 【室数】 8室（各室の面積は2坪程度。パーティションを外して広くすることも可能） ※うち6室は入居者決定済み
- 【個室設備】 平机1台、椅子1脚、インターネット回線（有線及びWiFi）、電話回線、コンセント
- 【共用設備】 会議室、共用スペース、給湯室、男女トイレ
※ 入居者用の無料駐車場はありませんが、近隣に有料駐車場があります。
- 【使用期間】 使用決定の日から、原則1年以内
- 【使用料】 無料
- 【入居資格】 次に掲げる要件を全て満たす者（法人を含む）
 - (1) 創業しようとする又は創業して間もない方
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがない事業を行うおととする又は行っている方
 - (3) 創業サポート室からの退去後、宮崎市において事業を行う計画を有する方
 - (4) 宮崎市税を滞納していない方
 - (5) 暴力団及び暴力団員でないこと。また、それらと密接な関係を有していないこと※ 入居者は、宮崎商工会議所、金融機関、IT関連企業、市職員等から構成される選考委員会における協議によって決定します。

3 委託内容および委託額

- 【委託内容】 創業サポート室の管理・運営
- 【委託期間】 1年（平成27年4月～平成28年3月）
- 【委託額】 13,799,160円

【問い合わせ】

宮崎市商業労政課中心市街地活性化推進室
電話 21-1792 担当：野中